

国住指第1616号  
令和4年5月9日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
(公印省略)

デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの  
遠隔実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

建築行政手続におけるオンライン化・デジタル化について、建築確認手続き等における電子申請等を推進しているところですが、今般、建築基準法に基づく完了検査についても、現地での受検側の立ち合いについて、デジタル技術を活用して遠隔から実施することで、現地で立ち会う現場担当者の現地への移動する時間・負担を減らし、建築生産の効率化や働き方改革に資することが期待されるため、その取り扱いについて、下記の通り通知します。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

建築基準法に基づく完了検査における、現地での受検側の立ち合いについては、同法では特に規定されていませんが、完了検査における現地での質疑応答等を適切に行うため、従来、当該質疑応答が可能な者が対面で対応することを前提に運用されてきました。

現地での受検側の立ち合いについて、デジタル技術を活用して遠隔から実施することで、現地で立ち会う現場担当者の移動する時間・負担を減らし、建築生産の効率化や働き方改革に資するため、今般、複数の物件で実証実験を実施したうえで、別添のとおり、テレビ会議等のデジタル技術を活用した完了検査における立ち合いの遠隔実施の留意事項等について、指針として取りまとめましたので、今後の完了検査の運用に当たって参考としてください。

なお、本運用にあたっては、適正な完了検査の実施が前提となりますので、個別の

申請者からの相談に応じて、実施の可否を適宜ご判断ください。

また、本指針は、あくまで現時点で一般的と考えられるテレビ会議等の技術を前提に取りまとめたものですので、今後の技術の進展や現場の実情に応じて、運用方法や適用範囲等についても適宜ご判断ください。

なお、検査側におけるデジタル技術の活用については、その留意事項等について、今後同様に検討することとしているので申し添えます。

以上

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 原田、磯部

TEL : 03-5253-8513